

商品概要説明書

N I S A d e 1, 5 0 0 円もらっちゃおう！

(取扱期間：令和5年9月1日～令和5年12月29日)

1. 商品名	・『N I S A d e 1, 5 0 0 円もらっちゃおう！』
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	令和5年9月1日（金）から令和5年12月29日（金） ※本C Pは予告なく内容を変更・中止する場合がございます。
4. ご利用いただける方	・下記条件のすべてを満たす方 ①期間内に J A 香川県にて新規でN I S A 口座を開設した方。 ②原則、令和5年1月31日（水）までに税務署の非課税承認が受けられたもの。 ③個人のお客様。 ※ J A バンクアプリまたは J A バンクホームページから申込した口座開設も対象とする。 ※ J A 職員からの申し込みも対象とする。
5. 特典	・現金1, 5 0 0 円（本店より振込対応） ・過去に J A 香川県にてN I S A 口座を開設し、キャンペーン現在、N I S A 口座を廃止している方も本キャンペーンの対象とする。 ・本キャンペーンの特典はお1人様1回のみ。 ・特典は一時所得と考えられ、確定申告が必要な場合があるため詳しくは税理士等の専門家にご確認いただくこととする。
6. 払戻方法	・本キャンペーンの特典（現金1, 5 0 0 円）は、N I S A 口座開設後、税務署の非課税承認の確認をもって、上記対象者に投資信託指定貯金口座へ J A 香川県より一括で振り込むこととする。（振込通知については入金をもって通知とする）。
5. 払戻時期	・令和6年2月下旬頃
7. その他	・お客様自身によるキャンペーンの申し込みは不要。
8. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、香川県農業協同組合中央会が設置・運営する香川県 J A バンク相談所（電話：087-825-2508）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または香川県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記香川県 J A バンク相談所にお申し出ください。）

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 香川県